

# イヤです 非通 戦信



発行:2009・11/20  
第17号

発行:「靖国合祀イヤです訴訟」と  
共に闘う会

連絡先: 大阪市中央区内淡路町1-3-11  
シティコープ 上町402市民共同Wi-Fi SORA内  
ファックス: 06-7777-4925

[http://www.geocities.jp/yasukuni\\_no/](http://www.geocities.jp/yasukuni_no/)

## 10/28・控訴審第二回弁論報告 裁判官替わりました。弁論の更新です 成田裁判長、心して原告の声を刻んで下さい!

### 控訴審第二回弁論報告

この訴訟とは…再度お復習いから

吉岡奈保子

2009年10月28日、大阪高裁で「靖国イヤです訴訟」控訴審の第二回弁論がおこなわれました。

今回は裁判長と左陪席（傍聴席から向かって右側）の裁判官が替わりました。新しい裁判長は成田喜達<sup>きたる</sup>といって最初の裁判長よりも話をよく聞いてくれそうな雰囲気がありました。

このように裁判官が替わった場合には「弁論の更新」、つまり、これまでの陳述をもう一度やり直すことが必要とされています。しかし、実際の裁判では「書面の通り陳述します」とだけ言って擬制する（本当はしていないが陳述したことにする）のが慣例になっています。しかし、それでは裁判長にこちらの思いが伝わることはないでしょう。今回の裁判では20分の時間を厳密に守って、第3、4、5の三つの準備書面の内容を簡潔に陳述することになりました。

この3つの準備書面はどれも国と靖国神社の反論に対する再反論となっています。以下、その内容を、法廷で陳述されたところを中心に紹介していきます。（以下の書面の引用では、控訴審なので、国と靖国神社にはそれぞ

れ「被控訴人」という肩書きが付いていますが、煩雑なので省略します。また、原告も「控訴人」と表記するのが本当ですが、これも「原告」としておきます。）

### ◆国と靖国神社の共同行為

陳述の冒頭で、加島弁護士は「この訴訟の核心は、国と靖国神社の共同行為によって権利侵害がおこなわれたということである」と述べました。一方、靖国神社は「国の関与の有無・程度は、靖国神社の不法行為の成否を左右するものではない」と主張し、国も情報提供はしたけれど合祀をしたのは靖国神社であって、国は関係ないと主張しています。

国が多額の予算を付け多くの公務員を動員して靖国神社に戦死者の氏名等の情報提供をおこなっていたというのは、原審の判決ですら認める動かし難い事実です。靖国神社の合祀が不法行為になるのかならないのかという問題で国のこの関与が無関係であるとはまったく不可解な主張です。

例えば、AがBを殺害したとします。このAにはCが背後にいて、AとCがBの殺害を綿密に打ち合わせ、Cの持つ情報網を通じてAにBの顔や居場所を知らせたり、武器を調達するためにCがAに金を与えたりしたとすれば、Aの行為を裁くのにCの関与を抜きにすることができのでしょうか。このAとCとの関係は刑法では「共同正犯」と言います。Bの殺害に関してはAの実行もCの支援も共同の責任があるのです。

民法では不法行為に共同で責任がある場合、「関連共同」という言葉を使います。合祀を巡って国と靖国神社は「関連共同」していたと言わざるをえません。戦前においては靖国神社は軍の施設でしたから国と靖国神社はまさに一体のものでした。戦後、靖国神社は、解体を恐れて軍とは独立の一宗教法人に鞍替えしましたが、一審の過程で詳細に示されたように、靖国神社における戦没者の合祀は、いわば国家プロジェクトとしておこなわれてきました。満州事変以降の全戦没者を靖国神社に合祀するという共通の目的の下、毎年何度も担当者による打ち合わせ会議を持ち、役割分担と連携によって「全戦没者」の合祀を実現してきました。国と靖国神社は共謀して合祀をおこなってきたのであって、それぞれが分担した行為を切り離して評価することはできません。

一審の判決においては、靖国神社の合祀とその継続行為は「抽象的観念的行為」であり、「信教の自由に基づき自由になしえるものであって、他者に対する強制や不利益の付与を想定することができない」とされました。

しかしながら、これはまったくの間違いです。靖国神社はものものしい儀式をおこなって戦没者を合祀し、そのあとも合祀者を慰霊顕彰する祭祀を毎年毎年おこなっています。これらのどこが「抽象的観念的行為」なのでしょう？ 「いかなる信仰もそれが内心にとどまっている限りは絶対的に自由である」という原理があります。その原理を借りて、合祀が内面にとどまる「抽象的観念的行為」であるのだから、合祀は自由におこなえるという判断を一審の裁判所は下しました。

しかし、靖国神社が毎年おこなうあの大規模な祭祀が「抽象的観念的行為」であるはずはありません。靖国神社自身が、「国事に殉ぜられたる人々の「御名を万代に顕彰する」ことを自らの存在意義とし、儀式を通じてその殉国精神という「理想を祭神の遺族・崇敬者及び一般に宣揚普及」することを公言しているのですから。

一審の判決では、合祀に関連する「外部的行為」としては、霊爾簿の作成・保管だけであるが、これは第三者に閲覧させることはな

いので、強制や不利益があったとは考えられないとしています。しかし、それは合祀をあまりにも狭いものとしてしか見ていません。戦没者を選別し、「氏名等」を霊爾簿に記載し、宗教的な礼拝対象物（祭神）とみなすこと、祭神が生前におこなった殺戮などの行為一切を「徳」とみなし、その徳を見習うべきであるとする殉国の思想を成立させること、そしてこの思想を合祀祭、例大祭、日々の一連の宗教儀式で布教すること、これら合祀に関わる全体像、日々継続されている合祀は、「内心の自由」に留まらない「外部的行為」です。したがって、他者の人権を侵害する可能性を有しており、現に原告らの敬愛追慕の情を基軸とした人格権を侵害しています。控訴理由書で原告は、合祀は「名指しの呪い」であると述べました。靖国神社にしてみれば、殉国の英霊であると讃えることがなぜ呪いになるのかと、原告の思いを理解できないかも知れません。しかし、原告のように戦争を否定する人格形成をしてきた者にとっては、肉親が「殉国の英霊」と呼ばれることは呪いにも等しい苦痛となるのです。

#### ◆法的に保護されるべき権利とは

一審の判決では、この「敬愛追慕の情を基軸とした人格権」について、「概念が確立しておらず、その内容や外延が判然としていない」として、法的に保護すべき権利として認めませんでした。

ここで、法的に保護されるべき権利について裁判の歴史を少し遡ってみましょう。

昔は、権利侵害が成立するためには、その権利が法律によって認定されたものでなければなりません。例えば 1914 年（大正 3 年）の桃中軒雲右衛門事件（浪曲師の雲右衛門のレコードを他の人が勝手に複製販売したのを雲右衛門が訴えた）では、この当時、浪曲に著作権があるとは法律の条文において認められていなかったため、雲右衛門の訴えは退けられてしまいました。

しかしながら、1925 年（大正 14 年）の大学湯事件（「大学湯」という風呂屋ののれんをめぐる事件）では、「のれん」という概念が、法律で認定されていなくても、現に侵害

があるかどうかを実質的に判断して、それを「法的に保護される利益」として認めるという方向性が打ち出されました。

こうして何が権利侵害に当たるかという要件を拡大していく方向性はその後も継続されていきます。2004年（平成16年）に改正された民法では、不法行為について定めた民法709条は「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」とあります。下線部は、改正前は「他人の権利」とだけしか書いていませんでした。つまりその要件が拡大したことを明文化したわけです。

民法が改正される以前からも、何が「法律上保護される利益」にあたるのかということとは、実際の事件の判例が積み重ねられることで形成されてきました。

例えば、氏名を正確に呼称される利益、内心の静穏な感情を害されない権利、自己決定権、家族関係に関わる利益、みだりに容貌姿態を撮影されない権利などは、無条件にではないにしても、加害行為の関連・程度によっては「法的に保護される利益」として認められてきました。

もちろんどんなことでも保護しなければならないということはありません。不法行為制度の目的は、基本権の保護であると言えます。そこには、権利内容の確定だけでなく、他の権利との関係や、社会公共の利益といった要素が考慮されなければならないと多くの研究者が指摘しています。

この裁判で原告が訴えている「敬愛追慕の情を基軸とした人格権」についてはどうでしょう。

原告らは親族が靖国神社に合祀されていることを知ってそれを取り消すよう靖国神社に要望してきました。それまでは靖国神社は「おおかたの日本人は合祀を感謝している」という認識であったかもしれませんが、はっきりとそれを拒絶する個人の存在を知ったわけです。しかし、それにもかかわらず、靖国神社はその後も合祀を継続しています。これは故意に権利を侵害していると見なす他はありません。

靖国神社の有する信教の自由とのバランス

から言えば、原告らは他の260万人の戦没者の合祀についてどうこうせよとは何も要求してはいません。原告らの要求が認められても靖国神社が260万人の戦没者を合祀し続ける権利については何も抵触するものではありません。

敬愛追慕の情を基軸とする人格権を認めることは社会公共の利益とも合致します。個人の価値観や考え方がますます多様化していく現代社会においては、相互の価値観を尊重することが円満で自由な社会秩序を形成していく最良の方策なのです。だれでも自己の思想が少数であっても尊重される社会を望みます。それはまたあるべき憲法秩序に合致するものでもあります。

弁護団は不法行為法の権威である吉村良一教授に意見書を依頼しています。それは「敬愛追慕の情を基軸とした人格権」を「法的に保護される利益」として認めさせる大きな武器となることでしょう。

## ◆◆第三回弁論期日◆◆

日 時 2010年  
2月 2日（火）午後3時～

（傍聴抽選のため一時間前には裁判所正面玄関  
周辺に集まって下さい）

法 廷 202号法廷

★吉村良一教授による「敬愛追慕の情を  
基軸とした人格権」と「法的に保護される  
利益」についての意見書が提出されます。

## ◆◆第四回弁論期日◆◆

日 時 2010年  
4月27日（火）  
午後3時～

法 廷 202号法廷

詳しくは追ってお知らせします

## 「タウンミーティング訴訟」とのささやかな因縁

枚方市民 松田浩二

10月28日（水）午後1時30分「合祀イヤです訴訟」控訴審第2回弁論が開廷。3人の裁判官が入廷する。裁判長が「裁判官の構成が替わりましたので、弁論の更新を・・・」としゃべり始めた。「あれ？この顔、この物腰、どこかで見たような、聞いたことがあるような」「うん？もしかしてこの裁判は第11民事部だったのだろうか？う～ん思い出せない」隣席のYさんにも尋ねてみたが、覚えていないと首を振る。

加島宏弁護士の「今回、裁判長と左陪席裁判官がお替わりになったので」というていねいな発言を聞いて、やっぱり裁判長は交替したのだと改めてわかった。たぶんこの裁判は第11民事部の担当なのだろう。とすれば、あの一見いんぎんな新裁判長は、やはり成田喜達（なりた・きたる）裁判長に間違いない、そう確信した。成田裁判長が第2民事部から第11民事部に異動で移ったことは知っていた。

私は「タウンミーティング訴訟」（原審は京都地裁）という国賠訴訟の控訴人（原告4名）のはしぐれに、たまたま名を連ねていて、大阪高裁（第2民事部・成田喜達裁判長）は、今年9月17日に原告逆転一部勝訴の判決を言い渡した。主文は、被控訴人国と京都市は連帯して、原告3名（蒔田、朴、松田）に各5万円を支払えというものだった。判決言い渡しは第2民事部の新裁判長による代読で行われ、そのさい「成田裁判長は異動になったので」という前置きがあった。

タウンミーティング訴訟（以下「TM訴訟」）とは、2005年11月27日に開催された「文化力 TM イン京都」の参加応募者のうち原告蒔田さん、同じく朴さんを京都市教委の要請を受けて国（内閣府・TM室）が指名排除し、それをごまかすために「抽選」を偽装して原告松田や同松本さんをも、その巻き添えなどで不正に「落選」させた事件（2006.12.14参院「教基法」特別委の審議で発覚。2007.1.22提訴）をいう。

原告らは、TMに参加し、意見を述べる機会を不当に奪われ、ひいては表現の自由を侵害され、公正な抽選を受ける利益が侵害されたことを、また原告蒔田さんについては「過去のイベントでプラカードを掲げ、指名されなくても大声を発するなどし、進行を妨害したため、会場が騒然とし、警察が動員され、退場させられた、市民団体の中心人物」、朴さんについては、「その関係者、元夫、民族差別を訴える本に名前が出ている、在日本大韓民国民団の支団長である」などと虚偽とねつ造の個人情報を京都市教委が国に伝え、のみならず「会場内で抗議行動等トラブルを起こす可能性のある蒔田さんと朴さんを落選に」と要請したことなどについて、プライバシーの侵害や思想・良心の自由の侵害などを訴えた。（ちなみに蒔田さんはプラカードも掲げていないし、退場すらさせられていない。朴さんは元夫ではないし、民団に所属したことすらない。）

しかし、京都地裁判決（2008.12.8）は、事実関係については、ほぼ原告らの主張通りと認めながら、その請求はすべて棄却した。いわく「TMに参加し意見を述べる権利はない（国賠法上保護される利益とはいえない）」「会場の混乱を防止するという目的は正当だからプライバシー侵害ではない」のだと。

「この裁判は勝てる」と周囲の人たちも含めて大方の人がそう思っていた。ところがふたを開ければ完敗。この度はずれな判決を書いたのが、2008年4月に大阪地裁から異動でやってきた吉川愼一裁判長なのです。そう、思い出していただけたらどうか。「小泉首相靖国参拝違憲・台湾訴訟」大阪地裁判決（2004.5.13）を担当した、あの御仁だ。京都地裁で彼を見たとき、「よりによって」と一抹の、いや、かなり不吉な胸騒ぎを覚えただけでも、案の定の結果になった。

大阪高裁での控訴審は2回目で結審。憲法学者の浦部法穂さんの意見書（パブリック・フォーラム論）も得て、私たちも本気で臨ん

だ。1審判決がそのまま維持されるとは考えられなかったが、けっきょく成田裁判長が認めたのは「公正な抽選を受ける地位（国賠法上保護される利益）が侵害された」ことだけだった。（国は応募者多数の場合は抽選を行うことを公表しながら無作為の抽選を行わず、しかし「厳正なる抽選を行った結果、落選した」と虚偽の通知を送った。）成田裁判長は、蒔田、朴両名を抽選から排除した不当性は認めたものの、憲法判断はすべて退けた。プライバシー侵害も認めなかった。（原告らは上告、国は断念、京都市は上告受理申立をした。）

とこんな按配で、世間話の域を出ないが、裁判長を巡るささやかな因縁に事寄せて、情報的一端を紹介したいです。

さて、私は「国旗・国歌」法制定後、枚方での教員の「君が代不起立調査事件」を発端に「日の丸・君が代」問題に関わってきた。憲法20条は19条（思想・良心の自由）のいわば特別法との見方から、靖国問題にも強い関心をもって傍聴を続けてきた。だから「合祀イヤです訴訟」についても、私なりに言いたいことがないわけではないけれど、でもいまは、原告のみなさん一人ひとりが絞り出す声や、弁護団が紡ぎ出す主張に心の耳をとぎ澄まし、そして大阪高裁がそれに何と応えるのか、目を光らせて見届けたいと思う。

#### 編集後記

★ちょっと堅い紙面ですが、よくよく噛んで頂ければじっくりと味わいが増しますよ！

★先頃元参議院議員の田英夫さんが亡くなりました。多くの市民運動と国会をつないで頂いたり、終始非戦の方であったように思います。もと特攻隊員であった田さんに、「もしも出撃し、靖国に合祀されてしまったなら、今どのように思いますか？」と訪ねてみたかったです。事務局では今そのような声を幾つか集めています。（生き残ったがもしあの時戦死し、靖国に合祀されていたなら・・・）。靖国側の言う「合祀された人はみな喜んでますよ」を微塵に反論せねばなりません。

おいおいこの紙面でもご紹介したいと思います。  
by 徐

## 傍聴記そのⅡ

### 司法権力に粘り強く挑む闘いを！

山本幹夫

7月10日の控訴審・第1回口頭弁論以降、はや3ヶ月半が過ぎた。その間、衆議院は解散。真夏の炎天下で衆議院選挙が闘われた。民主党は、マニフェストに「政権交代」を掲げ、「脱・官僚依存政治」「無駄な予算の一扫」「対等な日米関係」など政策転換を国民にアピールしてきた。その結果、8月30日の投開票では民主党が、308議席を獲得し大圧勝をおさめた。国民は、自・公政権、即ち小泉改革路線による格差・貧困社会をはじめ「官僚の天下り政治」、日米軍事同盟強化と同時に「戦争ができる国」に対して、はっきりと「ノー」という審判を下したのだ。そして、9月には3党連立による鳩山新政権が誕生し、素早く政治主導（政務3役）で「補正予算の凍結・見直し」を手掛け、八ん場ダム建設中止や無駄な公共事業の大幅削減など「コンクリートから人へ」の予算に組み替えた。民主党のマニフェストどおり実現されていく道筋に、多くの国民は、期待と高い支持を寄せた。だがしかし、最重要課題である「対等な日米関係」について、鳩山新内閣は、既成の日米軍事同盟を盾に「異口同音」の弱腰姿勢である。海自のインド洋給油支援（来年1月期限切れ）や米軍普天間飛行場移設計画では、嘉手納基地への統合案？（岡田外相）が浮上し、しかも結論を「先送り」するなど強い懸念を抱く。真に沖縄県民の切実な声、沖縄の戦後の歴史を考えるならば・・・当然、公約どおり県外・国外移設を追求しなければならない。私の素人考えではあるが、本当に最前線のヘリ部隊（なんで、沖縄やねん？）が必要なのか！「思いやり予算」も含め、「対米関係」が少々ギクシャクになってもいいのでは？と思う。恐れにあらず、民意は必ず支持する。したがって、鳩山新内閣の「毅然たる外交戦略と勇氣ある決断」に期待したい。

一方、新政権の国家戦略が定着してくれば、国・地方の行政機構（都道府県）も中央集権から地方分権（地域主権）へと加速されるで

あろう。もう一つ、「法の番人」であるべき司法（裁判所）の判断に注目したい。なぜならば、これまでの司法権力は、幾度も「国家の意思」を反映した理不尽な「政治的」判決を下してきた。今、政権交代で、従来の「国家の意思」を変えさせるのだから・・・我々も司法権力に対し、粘り強く闘いに挑まなければいけないと思う。

**政権交代劇の後、控訴審の裁判官2名が交代！**  
**成田 喜達 新裁判長 菊池 徹 新裁判官（右陪席） 高橋 善久 裁判官（左陪席）**  
となる。

10月28日（水）控訴審第2回口頭弁論（高裁202号）が開かれた。秋晴れの中、午後1時から傍聴券の抽選。久しぶりに傍聴券を手にする。（某タレントの公判では、6613人が傍聴券を求めて列をなし、なんと傍聴券を10万円で買い求めた人が現れたとか。一方、私の傍聴券は、少し寂しい思いがする。）

午後1時30分に開廷。冒頭、成田裁判長が、小さな声で「双方にお願いがあります・・・」と囁いた。傍聴席から「聞こえない」と一喝、裁判長はマイクを通して再度、「お願いがあります。」と発言した。どうやら事前の進行協議らしい。（まだ始まっていなかったのか）成田裁判長から、次の三点が提案された。まず一点目は、裁判官の更新手続きについての合意である。（井上二郎弁護士曰く、裁判長が交代すると一から弁論をやり直さなければいけない法的責任を負うと話す。しかし、ほとんどが「慣例」として「双方異議なし」で進行するそう。過去一度だけ「異議あり」を唱えた経験があり、その裁判長は、一から弁論を開始し準備したそう。その裁判とは、88年～沖縄・日の丸（知花）公判であった。ああ～そうでしたね。）二点目は、「大きな事件であることから、期日を2日入れたい。」旨の合意である。弁護団からは、意見書作成（すでに依頼、承諾済）にやや時間がかかり、1月下旬に提出予定しているので、その後の期日を主張する。期日については、次回2月2日（火）、次々回4月27日（火）となる。三点目は、意見陳述に関し「時間厳

守」についてである。前回、時間オーバーして、「公正さに欠ける」との指摘があったそう。弁護団は、もしかすると口頭陳述がなくなるのでは？と危惧していたが、結論として控訴人ら1グループ・20分（時間厳守）で口頭陳述することになる。

約20分が経過して、ようやく本題の審議に入る。弁護団（加島弁護士担当）から、まず、第1回口頭弁論でも陳述した、原判決の誤りと争点（反論）の概要について弁論した後、大川弁護士からは、控訴人第3準備書面（被控訴人国・靖国の答弁書に対する反論）について、①国および靖国神社は、客観的、主観的にも共同・共謀して戦没者を靖国神社に合祀したのであり、行為を切り離して評価できないと反論。②靖国神社合祀という行為の内容、性質について・・・原判決は、合祀を抽象的観念的行為や内心の信仰とすることは誤り、紛れもない宗教行為であると再反論。つづいて、康弁護士からは、③国の靖国神社合祀への関与と協働について・・・靖国神社合祀は、国の「氏名等」の情報提供なくしてなし得ず、戦後一宗教法人である靖国神社と緊密な連携のもと共通の目標、共有、協働で合祀を推進してきた事実。これらの違法に遺族の「人格権」を侵害し続け、不法行為が成立する。など陳述を終えた。和田弁護士からは、控訴人第5準備書面（被侵害利益再論）について・・・「敬愛追慕の情を基軸とした人格権」が不法行為の保護法益に該当しうること。法律上認定された権利でなくとも、不法行為法上保護に値する利益に対する侵害があれば、「権利侵害」を認めるべきで、民法学者の学説と事例（判例）をもとに陳述した。（非常に内容的にもむずかしい論理、頭がついていけない！詳しくは、準備書面5参照）

最後に、被控訴人国および靖国神社側から、それぞれ準備書面（1）（10月28日付）が提出されていた。靖国側の代理人から口頭陳述があり、①合祀の性質について ②被侵害利益について、原判決を引用しながら繰り返し「妥当な判断」と主張し、「早期結審」を求めた。そして、午後2時30分すぎに閉廷する。

裁判後は

加島弁護士による  
「かみ砕き学習会」



「侵略神社、靖国」特別展 東アジアの平和のための韓日共同企画展示

(辻子)

今度の展示は、靖国神社をはじめとする侵略神社の歴史的な淵源と本質を照明し、‘靖国神社韓国人強制合祀撤廃’のための韓・日市民社会の長い法廷闘争と実践運動を紹介することにより、靖国神社問題の真相を広く知らせ、新しい解決の模索をするためのきっかけにするために企画されました。

この展示会は日帝の神社政策が侵略戦争と植民支配を円滑に随行するための手段として推進されたことを実物と文献資料で克明に見せるでしょう。また、日帝の侵略戦争に犠牲され、靖国神社に靈魂まで閉じ込められた強制動員被害者とその遺族たちの苦痛に満ちた日々を生き生きとした記録として証言するでしょう。

また、東アジアの平和のための靖国問題の解法は、果たしてなんであるのか、いっしょに考えてみる省察の時間になるようにしたいです。

- 主催：太平洋戦争補償推進協議会  
靖国反対共同行動韓国委員会  
主管：民族問題研究所  
後援：東北亞歴史財団  
協賛：真実と未来 国恥 100 年事業共同推進委員会  
場所：国会図書館 2F  
期間：2009 年 11 月 4 日から 15 日  
議員会館では 20 日まで

韓国発



台湾原住民族がついに靖国神社で「還我祖霊」を決行！

(mo)

8 月 11 日、「平和の灯を！ヤスクニの闇へキャンドル行動」及び「中国人強制連行慰霊と公道を求める八月行動」に参加するため、はるばる台湾からやってきた 50 数人の訪日団の一行は、すべての行事を終え、帰国日である 11 日の朝、突然靖国神社において「還我祖霊」の“儀式”と、「除名（合祀取り消し）」を求める抗議行動を決行した。

意表をついたこの行動は、右翼は勿論、警備の警察にさえ事前に察知されず、神社境内までは何ら阻止を受けずに入り、その後慌てふためいて駆けつけた数人の神社側警備員を難なく排除し、ついに“侵略の聖域”である本殿前まで突入した。この時、ようやく一部の警官隊が到着（おそらく常駐の警官隊）。各所で激しい小競り合いが発生。双方に数人の軽傷者がでた。

台湾原住民は本殿前に座り込み、靖国に囚われている祖先の霊に向かって、鎮魂の歌を歌い、チワスアリさんが「高砂義勇隊」犠牲者の合祀取り消しまで闘い続ける決意を「祖霊」に報告した。

チワスさんと原住民たちは、05 年、06 年の二度のわたって、合祀取り下げを求めて靖国神社を訪れようとしたが、その願いは二度とも、右翼と警察が一体となった暴力的な妨害によって阻まれていた。06 年、抗議の座り込みにおいてチワスさんは、「私たちは必ずまた戻ってくる」と宣言。それがついに実現したのである！

一行は警備員や警察が周りを取り囲む中。30 分ほどの抗議活動をやり遂げ、靖国神社を後にした。

今回の約 50 人中、多くが 10 代の青年（少年）たちであった。中にはまだ高校生が 10 人程いたが、実によく統制のとれた部隊である。圧倒的な力の差がありながら、妨害者に対し、一切手を出すことなく、「押し返す」だけに止めた理性的な行動は実に称賛に値する。

台湾発

●● あたより ●●

政権交代で毎日報道に釘付けです。何か良いことはないだろうか・・・と。民の一票で世の中は変わるんだと言う実感がほしいものです。施政の基本でもある閣僚方の歴史認識のほどは？？。

寒くなって来ましたが、みなさんお元気ですか？風邪など引きませんように、2/2 寒い裁判所でお会いしましょう。たくさんのカンパ、お便りありがとうございます。



《8月》

- ◆いつも会報発送等ありがとうございます (寝屋川 C.S)
- ◆天皇にまつろわぬ非国民の自己中心的我が儘に対しては、憎しみをむき出しにして制裁を加える・・・という、私たちを鉄拳で僕りつけて皇軍兵士に仕立てた、あの尊大傲慢な忠君愛国軍国ファシストが裁判官の法衣を着ているのだからたまりません。許せません。ぼんぼりましょう (京都 K.A)
- ◆カンパしたいのですが、お金が回りません。ごめんなさい。介護や国保料が高すぎます。国民一人一人の目覚めが必要です！選挙をよく考えましょう！ (三重 A.K)
- ◆暑いですね。体調くずしそうですが、仕事が忙しくて・・・休めません。年々余裕がなくなって、管理がきつくなっていく感じです。よけいな事は考えずに、馬車馬のようにはたらけてことですかね？仕事がないひともいるのに (大阪 T.U)
- ◆少額ですが、応援の気持ちをカンパします。頑張らしましょう (大阪 N.T)
- ◆継続は力 (大阪 M.C)
- ◆いつも通信有り難うございます。早速伸尚先生編の御本購入致します (渋谷 O.M)
- ◆通信ありがとうございます。半世紀以上前に無念の死を遂げた心残り生命ある限り叫び続けましょう (大阪 F.Y)
- ◆遅くなりました。年会費です。控訴審を共に闘いましょう (奈良 N.N)
- ◆再び繰り返してはならぬ、戦中派は、凡んど必死の非核、非戦。若者の無関心を憂います。戦死者受器の為の靖国はいりません。 (東京 S.M)
- ◆少なくともアジアの諸国からイヤがられない靖国であってほしいと願うばかりです (松原市 F.K)

◆会費送らせて頂きます。暑さまだまだ続きます、体に気を付けてください。チワスアリさんたちの靖国神社での映像をみました。すごい。あんな風にできたら・・・ (京都 K.S)

◆初めての送金です。いつも気になりながら遅くなってしまいました。どうかお体大切になさってください (中津 K.T)

◆「貧者の一灯」のような気持ちばかりの年金生活者の応援です。長丁場の日々、ご健康第一に頑張ってください (箕面 A.H)

◆残暑お見舞い申し上げます。原告団、弁護団、事務局の方々の格別なる尽力に深く感謝し、ご健勝を切に祈ります (堺市 Y.A)

《9月》

◆カンパ送ります。この秋はまたマスメディアこぞって「天皇在位 20 年奉祝」とか宣伝しまくるのでしょうか。財政赤字とか言いながら、先頃の選挙でも宮内庁予算削減を言う人はおらんかった。そもそも「財源問題」なんて全くの嘘。「お金は万能の神」としつつ、せつせと債権を刷りましている奴らにいわれとうはない。市井の人まですっかり洗脳されて「財源は？」と口にするんだからあきれます。平和な「平成の御世 20 年」も大嘘。天皇家の人々にも「ほんまの人間宣言」をさせたげて差別のくびきをなくしたらええのに・・・

(大阪 M.T)

◆侵略戦争のための「捨て石」とされる「靖国」の思想の反対します。世界の庶民を苦しめる「神」になどなりたくない。人間として平和のうちに生きたい (箕面 M.T)

《10月》

◆訴訟勝利のため頑張らしましょう (津山 Y.Y)

《11月》

◆国民が国家権力によって「加害者」とされる被害を二度と受けない社会をつくる大切な取組に、心から敬意を表します (岡山 S.Y)

控訴審に入り傍聴者が少し少なめです、たくさんの眼であのひどい一審判決をひっくり返しましょう！